

長期収容とその解決に向けた提言

2020年1月16日

弁護士 児玉晃一

仮放免の厳格化

- 2018年2月28日付法務省入管局長指示「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について」
「仮放免を許可することが適当とは認められない者」
 1. 殺人、強盗、人身取引加害、わいせつ、薬物事犯等、社会に不安を与えるような反社会的で重大な罪により罰せられた者
 2. 犯罪の常習性が認められる者や再犯のおそれが払拭できない者
 3. 社会生活適応困難者（DV加害者や社会規範を守れずトラブルが見込まれる者など）
 4. 出入国管理の根幹を揺るがす偽装滞在・不法入国等の関与者で悪質と認められる者
 5. 仮放免中の条件違反により、同許可を取り消し再収容された者
 6. 難民認定制度の悪質な濫用事案として在留が認められなかった者
 7. 退去強制令書の発付を受けているにもかかわらず、明らかに難民とは認められない理由で難民認定申請を繰り返す者
 8. 仮放免の条件違反のおそれ又は仮放免事由の消滅により、仮放免許可期間が延長不許可となり再収容された者

2019年10月1日付 「送還忌避者の実態について」

送還を拒否している被収容者のうち有罪判決を受けている者

```
graph TD; A[送還を拒否している被収容者のうち有罪判決を受けている者] --> B[366人 (2019年6月末日現在)]; B --> C[「仮放免を認めるべきではない」]; C --> D[予防拘禁では?];
```

366人 (2019年6月末日現在)

「仮放免を認めるべきではない」

予防拘禁では？

治安維持法による予防拘禁

再犯の虞が顕著な場合

裁判所の決定

期間は2年 更新には裁判所の決定必要

国会制定法による

治安維持法による予防拘禁統計 (S16.5.16-S20.5.31)

(荻野富士夫編「治安維持法関係資料集 第4巻」340頁 新日本出版社 1996年)

		東京	横浜	静岡	長野	新潟	京都	大阪	神戸	高松	名古屋	金沢	岡山	福岡	熊本	秋田	青森	札幌	函館	計	
検事	受案件数	13	2	5	1	1	2	15	5	3	6	2	1	3	3	1	1	8	2	74	
	上欄中	保護観察中	6			1			9	5		5	2		2	2	1	1	6	2	42
		刑執行中	7	2	5		1	2	6		3	1		1	1				2		32
		請求	13	2	2	1	1	1	14	4	2	6	2	1	2	3	1	1	8	2	66
		不請求			3			1	1	1	1				1						8
	未済																				
裁判所	受案件数	13	2	2	1	1	1	14	4	2	6	2	1	2	3	1	1	8	2	66	
	決定	付ス	11	2	2	1	1	1	13	4	2	5	2	1	2	3	1	1	6	2	60
		付セズ	2						1			1							2		6
	即時抗告	申立	7		2				4	3		1	1	1					3	1	23
		取下	1		1														2		4
		棄却	6		1				4	3			1	1						1	17
		付ス										1							1		2
	確定	13	2	2	1	1	1	14	4	2	6	2	1	2	3	1	1	8	2	66	
未済																					
拘禁中	6	2	1				3			2				2		1			17		
退所	5		1	1	1	1	9	4	1	4	1		2	1	1		7	2	41		
更新拘禁中							1		1		1	1							4		

* 原資料では裁判所の確定件数合計が65とされているが集計ミスと思われる。

各収容施設における収容期間別総被収容者数(令和元年6月末現在)

官 署 名	被収容者数	退去強制令書に基づく収容期間						6月以上の被収容者数
		6月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	2年半以上 3年未満	3年以上	
東日本入国管理センター	316	22	32	67	80	51	49	301
大村入国管理センター	128	18	26	28	12	6	20	110
東京出入国在留管理局	425 (129)	79 (20)	68 (21)	30 (12)	11 (8)	3 (3)	3 (3)	194 (67)
東京出入国在留管理局 成田空港支局	5	0	0	0	0	0	0	0
東京出入国在留管理局 横浜支局	122	0	0	0	0	0	0	0
名古屋出入国在留管理局	191 (30)	23 (5)	4	8	8 (2)	0	1 (1)	44 (8)
大阪出入国在留管理局	63 (14)	6 (2)	8 (2)	9 (1)	2	2	3 (1)	30 (6)
大阪出入国在留管理局 関西空港支局	1	0	0	0	0	0	0	0
広島出入国在留管理局	2 (1)	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,253 (174)	148 (27)	138 (23)	142 (13)	113 (10)	62 (3)	76 (5)	679 (81)

※1令和元年6月末現在で被収容者がいない官署については、省略しています。

※2括弧内の数値は女性の被収容者数。

2年以上は約250人！

(参考) 韓国の収容期間

	90日未満		90日以上180日未満		180日以上365日未満		365日以上		合計
	数	率	数	率	数	率	数	率	
2013年	239人	90.9%	10人	3.8%	9人	3.4%	5人	1.9%	263人
2014年	225人	91.1%	11人	4.5%	5人	2.0%	6人	2.4%	247人
2015年	164人	83.2%	14人	7.1%	11人	5.6%	8人	4.1%	197人
2016年	272人	86.6%	21人	6.7%	9人	2.9%	12人	3.8%	314人
2017年	205人	86.9%	11人	4.7%	5人	2.1%	15人	6.4%	236人
【日本】									
2019年6 月末現在 日本	180日未満				180日以上365日未満		365日以上		合計
	数	率	数	率	数	率	数	率	
	574人	45.8%	148人	11.8%	531人	42.4%			1253人

どうすれば良いか？

1

- 収容の目的を明記 + 司法審査
- 収容の上限を定める

2

- 救われるべき難民申請者を救う制度改革
- 難民審査の迅速化と審査中の生活保障 → 「濫用者」のうまみを奪う

3

- アムネスティの実施（非正規滞在者の一斉正規化）

仮放免逃亡罪？

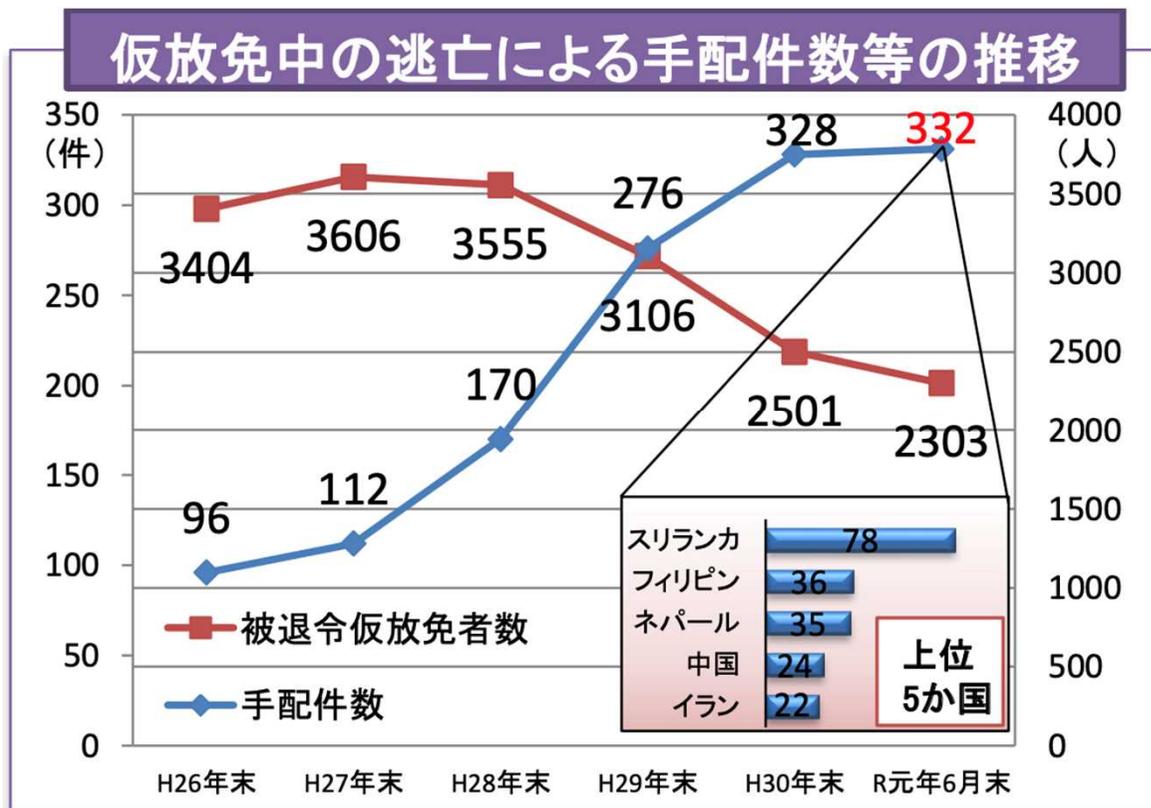
原因は？

- 解明未了
- 原因不明では対策立てられない

現行法

- 法70条による処罰可能
- 最高裁H15.12.3（判タ1144.170）

仮放免中の逃亡と動静監視徹底との関係

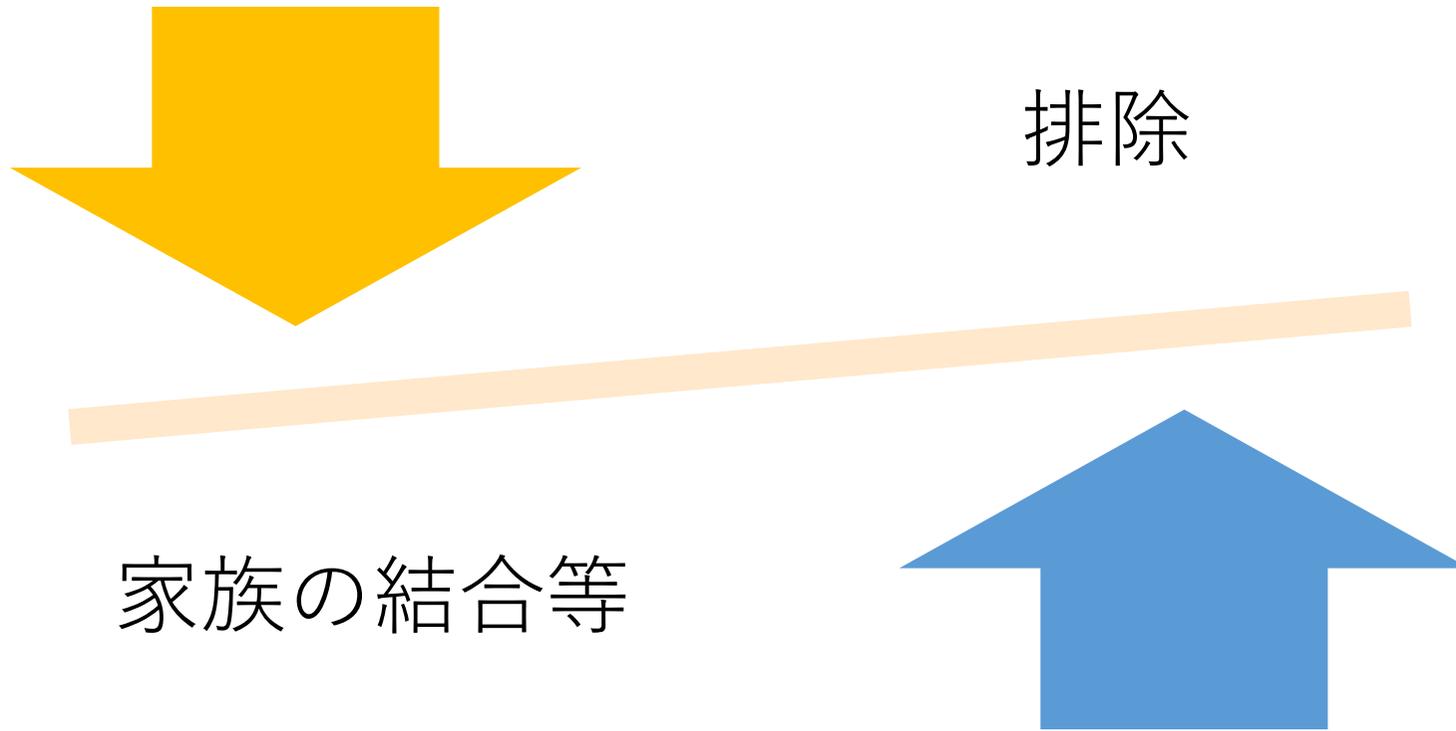


- H27.09.18 退去強制令書により収容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について（通達）
 今まで以上に仮放免の動静を中止し、被退令仮放免者の生活状況等を常に把握する必要がある
- H28.09.28 被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の徹底について（通達）
 「一層適正な退去強制業務を遂行するためには、仮放免の運用が一つの鍵を握っている」
 動静監視が不十分なので、「体制や手法に工夫を凝らし、適切な運用に努めるよう徹底願います。」

一斉正規化の例

- 近藤敦「一般アムネスティ・在留特別許可・特別アムネスティ」（近藤敦ほか編『非正規滞在と在留特別許可』2010年明石書店）より

前科がある人の送還



(参考) ムスタキー対ベルギー(1991) 事案の概要

1963年

誕生 モロッコ国籍

1965年

ベルギーに来た

未成年時

147の犯罪行為（82の悪質な窃盗、39の窃盗未遂、5つの強盗など）で保護処分

1981年

22の罪を犯し収監

1984年

釈放→10年間入国禁止を伴う退去強制命令（それまでは滞在許可あり）

ムスタキ事件 判決要旨



- 本件退去強制は8条1項が保障する家族生活の尊重に対する干渉にあたる



- 8条2項で許容されるには、「民主社会における必要性」=緊急の社会的必要性、特に立法目的の追求と均衡することによって正当化されることの証明が必要



- 原告の危険性がベルギーにとって受け入れがたいのは認められる。

ムスタキ事件 判決要旨

しかし

原告の犯罪行為が未成年時に行われたものである

退去命令が最後に罪を犯してから3年後になされた

そして

原告はそのとき16か月抑留されたが23か月近く自由の身だった

原告の近い身内が長い間ベルギーに住んでいる

そのうち

一人はベルギー国籍である

うち3人がベルギー生まれ

原告は

20年ベルギーで家族と暮らしている

よって

退去強制が家族に深刻な影響を及ぼす

退去強制と立法目的との間の均衡を失っている

結論

8条1項違反

ブルティフ対スイス (2001)

事案の概要

1967	アルジェリアで出生
1992	観光ビザでスイス入国
1993	スイス国籍女性と結婚
1994	武器不法所持、強盗、男性への暴行などで起訴
1997	懲役2年の刑確定。服役。
1998	在留期間更新申請拒否。訴訟するも敗訴。
2000	無期限の入国禁止付き退去強制命令執行

判断要素

- ① • 犯罪の性質と深刻さ
- ② • 追放される国での滞在期間
- ③ • 関係者の国籍
- ④ • 申立人の家族状況（結婚の長さなど）

⑤

• 家族生活の真実性

⑥

• 配偶者が家族関係に入ったときに犯罪を知っていたか

⑦

• 子どもの有無・年齢

⑧

• 配偶者が申立人の国籍国で遭遇するであろう困難の深刻さ

検討 ①について

- 原告の犯罪は、将来の公の秩序と安全に対する脅威となるという一定のおそれを生じせしめた
- 他方で
 - 収監される前はウェイターとしての職業訓練を受けていたこと
 - 塗装工として働いていたこと
 - 模範囚で釈放が早まったこと
 - 退去強制されるまでは庭師・電気工として働いていたことによって、その恐れは緩和された。

検討 ⑧について

- アルジェリアへ？
 - ・ 妻は一度もアルジェリアで暮らしたことがない
 - ・ アラビア語も話せない。→アルジェリアに妻と一緒にいくことは期待できない
- イタリアへ？
 - ・ 原告がかつて暮らしていたイタリアにおいては、原告と妻が適法に滞在できる保障無し。
- スイス以外で家庭生活を送ることは不可能

結論

- 原告の家族生活に深刻な障害を被らせ、原告の在留許可の更新を拒否された時には、公の秩序に対する原告の危険性が、限定的だったことを考えると、原告の家族生活を尊重される権利と無秩序又は犯罪の防止との間で公平なバランスが取られておらず、条約8条違反

Husseini対デンマーク事件 (2014)

事案の概要

1986	アフガニスタンで出生
1992頃	パキスタンに逃れる
1999	デンマーク入国。在留許可を得る。
2002	強盗、窃盗、詐欺未遂等で1年6月の禁固刑
2005	強盗・強盗未遂 5年6月禁固刑・退去強制命令・再入国禁止
2006	デンマーク人女性と結婚（現在は離婚）、難民申請
2008年6月	退去強制命令の撤回を求める訴訟で敗訴確定
2008年11月	長男誕生（デンマーク国籍）
2010年4月	監禁、脅迫により4年9月の禁固刑
2010年9月	次男誕生（デンマーク国籍）

資料

- 2019年12月 長期収容・「送還忌避者」問題解決のための共同提言
- 収容関連国会議事録まとめ
- 諸外国における一般的アムネステイ

自由権規約23条・24条

- **23条**

1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。

- **24条**

1 すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要なとされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置について権利を有する。

委員会の見解

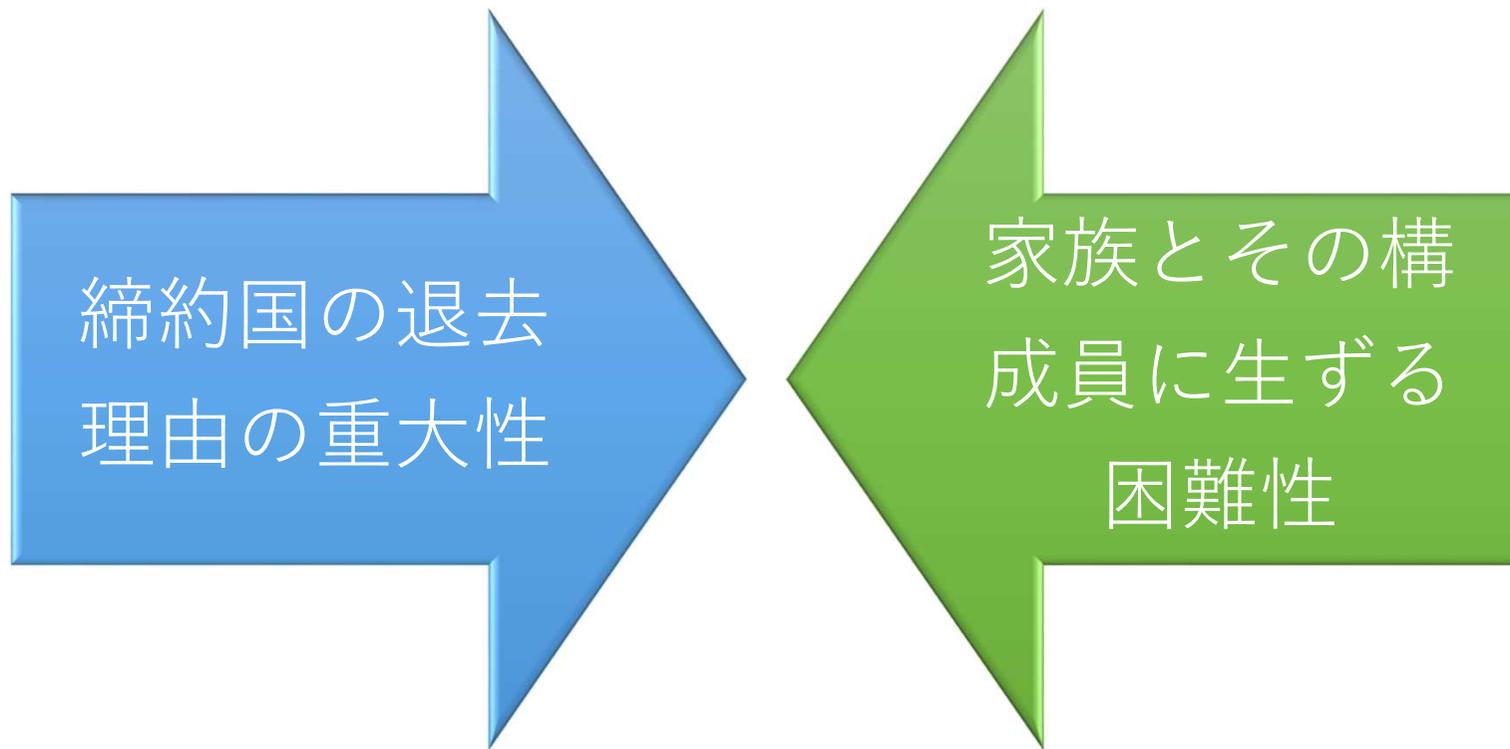
退去命令
の執行

- 5年間執行されていない

事情変更

- 退去命令後に子出生

家族生活への干渉が正当化されるか



本件では？

国側

- 重大な犯罪で繰り返し有罪
- 公共の利益、公共の安全

家族側

- 子ども達はパシュトゥー語を話せない
- アフガニスタンにつながり無し
- 離婚後は母と暮らしていてアフガンには移れない
- 本人が帰国したら定期的な家族との繋がりは維持できない

その上で

退去強制命令確定後に子ども達が生まれたことなど考慮せず

通報者の退去強制が子ども達の規約24条に定める権利との整合性を考慮していない

家族や子ども達が保護を受ける権利に対し必要な考慮をしていない

家族の分離は24条と合わせ読んだ23条1項に反する

長期収容・「送還忌避者」問題解決のための共同提言

送還忌避者の増加や収容の長期化を防止する方策やその間の収容の在り方を検討するため、法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」の下に「収容・送還に関する専門部会」が設置されました。

しかし、私たちは、そこでの議論が、送還の促進など、排除を強化する方向でのみ進められそうなことに強い危惧を抱いています。私たちは、あるべき解決策として、以下の提案をします。 5

【長期収容解決のために～収容制度の法改正】

収容の上限を定めること

収容の目的・要件を送還の準備のために必要不可欠な場合と法律に明記し、かつ司法審査を導入すること。 10

(理由)

長期収容の最大の原因は、退去強制令書による収容の上限が定められていないことです。無期限収容は、国連からも度々改善勧告を受けています。入管法による収容は強制送還の準備のために認められるものですから、その準備期間を超えた無期限収容は許されません。収容に上限を設けることで、長期収容は完全に簡単に解消できます。台湾では 2013 年に無期限収容を憲法違反とする判決が下され、法改正がされました。韓国でも 2018 年に憲法裁判所で、無期限収容が違憲とする裁判官が 5 人と、合憲とする裁判官 4 人を上回る判断が下されました。

また、法務省は、本来強制送還を実施することが目的の入管収容を、治安維持法下の予防拘禁のように用いています。我が国で犯罪を行った外国人につき、既に服役し罪を償っているにも拘らず再犯可能性が高いとして入管に収容しているのです。また、ハンストをしていた被収容者をいったん仮放免しながら、2 週間で再収容しています。恣意的な拘禁を防止するため、収容の目的を送還のためということを明記し、かつ、収容するか解放するか判断に司法の関与を認めるべきです。 20

【「送還忌避者」の減少のために①～難民の保護】

難民申請者を救う制度改正～出入国在留管理庁から難民審査を切り離す 25

送還禁止規定（入管法 61 条の 2 の 6 第 3 項）の改変に絶対反対

(理由)

法務省が公表した「送還忌避者の実態」では、あたかも難民申請を繰り返したり、退去強制令書が発付された後に難民申請をした者が、難民制度を濫用し、それが長期収容・送還忌避者増大の原因であると指摘しています。しかし、その資料で掲げられた 5 ヶ国(イラン、スリランカ、トルコ、ナイジェリア、ミャンマー)は世界的に見れば難民出身のメジャー国ばかりです。救うべき難民申請者を救わないことが複数回申請の原因と考えられます。また、退去強制令書発付後に難民申請をするのも不思議ではありません。例えるなら、歯が痛んでもすぐに歯医者に行かず、痛みが堪えられなくなってから行くのと同じです。 30

濫用者の減少を考える前に、年間の認定者が数十人、認定率 1 %未満の「難民鎖国」と称され 35

る状況を変え、救われるべき申請者を難民と認定することが、「送還忌避者」の減少に繋がります。そのためには、水際で好ましくない外国人の受入を排除することで治安維持の一翼を担っている出入国在留管理庁から難民認定手続を切り離し、独立した機関で審査を担うなどの抜本的な法改正を行うべきです。

また、このようなお粗末な認定状況が変わらないまま、難民認定申請手続中の送還禁止規定（入管法 61 条の 2 の 6 第 3 項）を改変することは、さらに救われるべき難民の保護を縮小し、彼らの生命・身体などの人権を危機にさらすこととなります。強く反対します。 5

【「送還忌避者」の減少のために②～非正規滞在者の一斉正規化の実施】

一定条件を充たす非正規滞在者に一律に在留特別許可を認めること 10

（理由）

国が「送還忌避者」と称する人たちがどのような理由で送還を拒んでいるかははっきりしませんが、長期間收容されていても帰国したくないという人々には、例えば日本に家族がいる、長期間本国を離れて生活の基盤が日本にあるなど、離れられない事情がある方も相当数いるはずで 15

す。政府は 2018 年の臨時国会で外国人労働者の受入が「喫緊の課題」であるとして、極めて短期の審理期間で入管法を改正し、特定技能制度を導入しました。5 年間で 34 万 5000 人の受け入れを目標として掲げていました。単純に割り算をすれば、1 か月当たり 5000 人を超える受入が必要で 20

す。しかし、2019 年 9 月末日現在で特定技能の在留資格が認められている人は 219 名に過ぎません。

一方で外国人労働力を必要としている産業界が存在し、一方で日本で仕事をしたい、家族と一緒に生活をしたいとして長期間の在留をしてきた人々がいるのです。

「送還忌避者」を減少させるための方策として、排除の方向だけを考えるのではなく、一定の条件を充たした非正規滞在者を正規化することにも比重を置いて検討すべきです。また、それ以外の 25
非正規滞在者についても、個別の事情に照らして、人権の視点に立って、適切に在留特別許可を認めるべきです。諸外国では、1970 年代から最近にかけて、数万人単位で非正規滞在者の正規化を実施しています。アメリカでは 1980 年代 270 万、韓国では 1992 年に 4 万人、2003 年に 18 万人の正規化が実施されています。日本でも法務省は 2004 年から 2008 年まで「不法滞在者 5 年半減計画」を実施して不法残留者を削減したと強調しますが、この間、約 5 万人に在 30

留特別許可が与えられました。一斉正規化も不可能ではないはずで 35
す。諸外国がこのような政策を実施しているのは、外国人の人権保障という観点だけではなく、必要な労働力を確保したり、税金や社会保険料の徴収が増えたりという政府側にとっても利点が多いことも理由として挙げられています。

日本も、排除の論理だけにとらわれるのではなく、諸外国が実践している成熟した政策を学ぶべきで 35

2019 年 12 月

（賛同団体）特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク、全国難民弁護団連絡会議、日本カトリック難民移住移動者委員会、入管問題調査会、全件收容主義と闘う弁護士の会
ハーマスミスの誓い、特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ 40

No.	国	実施年	許可者数	根拠法令・実施条件・許可内容（空欄は未確認）
1	フランス	1981-82	130,000人	1981年の1月1日以前に入国、安定雇用（不要な場合あり）を条件に永住許可
2	フランス	1997-98	90,000人	7年以上の居住の家族／雇用申出があり5年以上居住の家族などに永住許可
3	アメリカ	1987-88	2,700,000人	1987年1月1日以後継続居住／前年90日以上農業従事者に短期滞在許可（半年後永住許可）
4	イタリア	1987-88	110,000人	1987年1月27日以前に入国、雇用、身元引受人を条件に短期就労許可
5	イタリア	1990	230,000人	1989年12月31日以前に入国した労働者と学生に2年の滞在許可
6	イタリア	1995-97	250,000人	社会保障費の3か月以上払い、過去6か月の雇用／雇用申出のある者に1～2年の滞在許可
7	イタリア	1998	220,000人	1998年3月27日以前に入国、雇用を条件に短期滞在・就労許可
8	イタリア	2002	650,000人	年金保険料を3か月納付し、雇用契約を条件に1年の滞在・就労許可
9	スペイン	1985-86	40,000人	1985年7月24日以前に入国、雇用申出にある者に1年の滞在許可（雇用を条件に更新可）
10	スペイン	1991	120,000人	1985年7月24日以前入国の自営業者／1991年5月15日以前入国の継続居住者・勤労者・自営業計画者（および家族）／庇護希望者に3年の滞在許可
11	スペイン	1996	20,000人	1996年1月1日以前に入国の家族／同日以来の雇用／同年5月以後の滞らないし就労許可者に5年の滞在許可
12	スペイン	2000	200,000人	1999年6月1日以前に入国、退去3年間の滞在許可または労働許可の取得または申請者に1年の滞在就労許可
13	スペイン	2001	230,000人	2001年1月23日以前に入国、労働市場に編入／国民または正規滞在者の家族に1年の滞在許可
14	スペイン	2005	580,000人	2004年8月7日以前に住民登録／社会保障費を支出した者に労働許可
15	ポルトガル	1992-93	40,000人	1986年6月1日以前に入国したポルトガル公用語国の国民／1992年4月16日以前に入国、生計維持能力のあるその他の国民に短期滞在許可

16	ポルトガル	1996	30,000人	1995年12月31日以前入国のポルトガル語公用語国の国民／1995年3月25日以前入国の他のEU以外の国の国民に短期滞在許可
17	ポルトガル	2001	190,000人	入国、雇用を条件に1年の短期滞在許可（4回の更新後自動的に永住許可）
18	ギリシア	1997-98	370,000人	1997年11月27日以前の入国を条件とした半年の滞在許可（ホワイトカード）は37万（非専門職労働者の40労働に地文相当の所得・1998年6月1日以後就労のグリーンカードは22万）
19	ギリシア	2001	340,000人	以前に正規の在留資格／正規化法施行以前に1年以上の滞在
20	オランダ	1975	20,000人	1974年11月1日以前の入国後継続雇用等を条件に事実上の永住許可
21	ルクセンブルク	2001	2,000人	1998年7月1日以前に入国した者／2000年1月1日以後就労していた者／同日以前に入国したコンボ難民に6か月の滞在許可（雇用を条件に長期滞在許可）
22	カナダ	1973	40,000人	1972年11月以前に入国、安定雇用を条件に永住許可
23	オーストラリア	1980	10,000人	1980年1月1日以前に入国して同年6月19日に滞在する者に永住許可
24	ニュージーランド	2000	10,000人	5年の滞在／国民の配偶者や親に滞在許可
25	マレーシア	1992	480,000人	家事労働・農業・建設業などの不法就労者の登録義務（19万人が2年間の労働許可）
26	マレーシア	1997	460,000人	1994年1月7日以前入国の不法就労者の登録義務（41万人が2年の労働許可で毎年更新可）
27	タイ	1996	370,000人	水運業・製造業の不法就労者の登録義務による2年の労働許可
28	韓国	1992	40,000人	工場労働者の短期滞在許可とその更新
29	韓国	2003	180,000人	3年未満の滞在者に2年の滞在・労働許可／3年以上4年未満は、出国3か月以内の再入国
30	アルゼンチン	1974	150,000人	1974年1月1日以前に入国
31	アルゼンチン	2006	280,000人	南米共同市場加盟・準加盟諸国出身者
32	ベネズエラ	1980-81	280,000人	1978年1月1日以前に入国して居住
33	メキシコ	2005-06	3,000人	2005年1月1日（後に2006年1月1日）より前に入国した就労者
34	サウジアラビア	2013	5,300,000人	
35	クウェート	2011	13,653人	

収容関連国会議事録 まとめ

2019/11/24 児玉晃一

- 1 昭和 27 年 12 月 12 日参議院法務委員会議事録 5
- (1)2 頁下から 2 段目 鈴木一法務省入国管理局長
- 「この出入国管理令に関する限りは、全部行政処分で一貫しております関係上、送還する者も罪人という考え方は全然ないのでございます。密入国をして参りましても、それは司法処分で或いは不起訴になり、或いは罰金を受け、或いは体罰を受ける。然る後に我々の方に身柄を渡されてあるのであります。これを大村の収容所に収容いたしまして、月に 1 回の船で返してやる。従って、大村収容所の施設は、船待ちであるということに基礎を置きまして設計をいたしております」 10
- (2)3 頁最下段 鈴木一法務省入国管理局長
- 「今後問題といたしまして只今国会に補正予算といたしましてお願いをいたしておる大村収容所の増設の問題を最後に申し上げたいと存じます。この今あります大村収容所は約 1000 人収容力がある。これは密航者、特に女、子供というような人達、船待ちという観念、そういうような構想で約 1000 人くらいは入れるであらうということ運営をいたしておりますが、只今申し上げましたように、数ヵ月帰れない、或いは刑務所を出て来た、まあ相当凶悪な人達もおるわけでありまして、そういう人達を相手にいたしました場合には、この大村収容所では現状のままでは到底収容 20
ができない。そのほか最近におきまして 5 月のメーデー事件以来特に密航者以外で朝鮮の人達で治安を乱す人達が相当殖えて来ております。この人達をいずれは送り帰さなければならない。そういう際に密航者以外に送還すべき悪質の人達を収容いたします施設を是非作らなければならない。而もそれが来年度の予算を待てない。今年中にも即刻建てねばならないという状況になっておりますので、補正予算におきましては約 1000 人の収容力があります今の収容所よりは設備もよろしい、又警備上からも心配のない、少しぐらい騒いでも出られないようになって、併しながらやはり船を待つという観念で罪人扱いはしない、明るい収容所という目標によって、1 億 7000 万円の建設費を本補正予算として国会にお願いをしておるのでございます。」 30
- (3)6 頁最下段
- 伊藤修委員「して見ますと、41 条ですね。30 日、これを更に延ばすときには、その法的根拠はどこにあるかと、こう聞いておるのです。外国人といえども基本人権を制約するに当つて、法律に基かずして収容できるかどうかということをお伺いしたいのです。」 35
- 鈴木一法務省入国管理局長「この点は先ほど申し上げましたように、船待ちということでございます。」
- (4)7 頁 2 段目 鈴木一法務省入国管理局長
- 「これは国際関係によりましても、その本国政府が当然受取るべき人たちでありま

して、いつ引取るということになろうとも限らないのでありまして、これが2年も3年も無期限に行かないのだ、帰れないのだということがはつきりしておりますれば、これはお話のような点はまさに問題になると思うのでありますが、現在の状況におきましては、たまたま6ヵ月を過ぎたものがございまして、そう2年も3年も先でなしに、日韓会談はすぐにも妥結するかも知らん。日韓会談が妥結しなくても、この強制送還に関する限りすぐ受取るということになろうとも限らない。現に逆送還をされたもののうちで、7名は帰りたいという熱烈の希望があるということが向うにわかりまして、受取った例もあるのでございまして、いつ何どき受取るとも限りませんので、収容を続けておるわけでございます。

2 昭和28年2月13日衆議院法務委員会

4頁下から2段目 鈴木一法務省入国管理局長

「元来出入国管理令は外国人に対して取扱いをいたします法規でございまして、司法処分とは違った国際慣例によつた外国人としての扱いをやりたいというので、大体国際慣例によつた構成でできておるわけでございます。以前は、日本におきましては、主として外事警察方面の手のみで成規の入国も、不成規の入国も取扱われたのでありますが、それではいけない。警察国家にもどるおそれがあるのでないかということで、占領軍時代に民主的な国際関係によつた機関で外国人を扱うということで、この管理令ができたのであります。従つてその趣旨でわれわれの出先機関は犯罪人としてはなしに、外国人として扱う。不法入国でございまして、これを帰すということについて、司法処分として、犯罪人としての扱いをいたさないのであります。」

3 昭和28年7月20日 参議院内閣委員会

(1)10頁下から2段目 鈴木一法務省入国管理局長

「非常にいいところを見て頂きまして感謝に堪えないのでありますが、今回の新しいものは外側の塀は大体今作つておりますのと同じ程度でございます。ただ塀を非常に広くとりまして、中に約6棟2階建てでございまして、野球ができるくらいの運動場もできておるのであります。この塀の内部におきましては極めて自由に、一部屋、一部屋鍵をかけるということはないに、これは刑務所と違ひまして、船待ちという観念で外国人を扱つておるわけでございますので、最も人道的な取扱をいたして明るい気持で船を待つておるといふ思想の下に新しく作つておりますが、今度のは非常に気分がよろしい建物であります。」

(2)10頁最下段 鈴木一法務省入国管理局長

「只今の取扱の問題でございまして、刑務所と違ひまして船を待つておるといふ意味で収容しておるといふ狙いから、夫婦連れ或いは子供連れをそのまま収容いたすつもりでございまして、新しい収容所におきましては、大体20人くらい入れます部屋を幾つも作つておまして、まあ満員になりますれば別でございまして、そうでない場合には、或る程度一家族ずつ入れるというようなことも可能であるように作つておるわけでございます。それから却つてこの親子、或いは夫婦なごやかにあの中に生活しておるといふことが彼らには非常にいい面が多いのじゃないかというふうに見ておるわけでございます。これを男と女と分けますと却つて荒々しくなりましたりするようなことがあるように思います。」

4 昭和 29 年 4 月 13 日参議院法務委員会

(1)2 頁 2 段目ないし 3 段目 鈴木一法務省入国管理局長

「大村の方は昨年新しい設備の 1000 名入れます立派な船待ちということをもっと一にいたしまして立派な施設ができたのでございます。」

(2)3 頁最下段

「向うで受取らないというために送り還せないで大村の収容所に遺憾ながら収容を続けております人が現在 370 名ほどいるわけでありまして。2 年をこえる者は極く 1、2 名だと思っておりますが、相当長く大村に収容されている者もいるわけでありまして。こういう人たちに対しまして法律上は違法はないのでございますが、全体の趣旨から申しまして如何にも当てなしに入っているという感じを与えておりますので、我々とい

5

10

(3)8 頁下から 2 段目 鈴木一法務省入国管理局長

「特に拒否されて大村におりますような人は、要するに終戦前から日本におつてなお且つ大村に送らなければならないように決定しました者を見ておりますと、前科数犯、懲役の年数を計算いたしましても数年以上になつている人が大部分でございまして、相当兇悪な犯罪をした人たちが多いのであります。従つてそういう人たちを一挙に出してしまうということは、これは又片方から見ますと社会不安を起すというようなことにもなりますので、我々といましてはそういう人を全部無条件で出すのはいけない。併しながら非常に重罪を犯しているけれども別に出しても社会不安を起さない人もいますのであります。又場合によりましては罪状の非常に軽い人もある、気の毒な人もあるというような、又出ました際にその人の身柄を十分保証をする、その人は自分が完全に面倒をみてやるというような人もあるわけでありまして。そういう特別な条件のいい人につきましては、日韓会談の妥結をいつまで待つていうわけにも行きませんので、そういう人たちについては一応仮放免というような措置をとりまして、若干とも中に収容されなくて済むような方法を考えたいということで一、二現在出発しているわけでありまして。」

15

20

25

5 昭和 29 年 4 月 19 日参議院内閣委員会

(1)3 頁 2 段目 鈴木一法務省入国管理局長

「只今収容いたしますのに 2 つの収容の仕方がございますが、強制退去を命令いたしますまで収容いたす手続、これは期限がございまして 1 カ月以内に全部処理しなければいかん。で止むを得ない場合には更に 1 カ月だ、2 カ月だけは法的に収容することができるということになつております。で強制退去を命ぜられました者を収容しました際には、これは管理令によりますれば、送還するまで収容するということになつておりますので、例えば現在やつておりますのは主として大村の収容所に入れておりますが、毎月 1 回船を出しておりますので、1 月ぐらい収容されておるというのが常態であります。」

30

35

(2)3 頁下から 2 段目 鈴木一法務省入国管理局長

「これは非常にむづかしい問題でございまして、実は 2 年も 3 年もこの収容所に入つても入れておくということは、法律的には欠陥はないのであります、法律的に

40

は何ら非難されることなしにそういうことができるのでありますが、大乗的に見ま
して人道的に考えますれば無期限に入れておくというような感じがいたします。」

「我々のほうも、必ずしもそれまで全部待っているということも、甚だ取扱の上で
収容されております人たちには気の毒でございますので、何とか入国管理局自体と
しましても考えてみたいということで、ただ御承知のように、この三百何十名の大半
は前科数犯、強窃盗をやりましたり、詐欺横領をやつたという、いわゆる日本社会
におきましても悪質犯罪の人たちが殆んど大部分でございます。ただ気の毒である
からというので、そういう人たちを再び大村収容所から仮放免という手続がござ
いまして、出すことはできるのでございますが、出すということになりますと、た
またまたこの人たちが立派な引受人がございましてその人たちの生活をみてやる、
いわゆる保護施設が完備しておりますれば問題ないのでありますが、そうでない場
合に、いきなり気の棄あるからというのでどんどん出してしまおうということが、果
して、法の精神であるか、日本の社会不安というようなことも考えられますので、
そういう点も睨み合せまして現在入国管理局の考えておりますのは、保証人が非常
にしつかりしており、まあ前科がたくさんあつても改俊の情は非常に顕著である、
まあ日韓会談が1年若しかかるとすれば、その間先に出しておつてもそう心配はな
いというはつきりした見通しがつきました者から順次少しづつでも仮放免という方
法でやつて行きたいということで、現に 1、2 名ずつ出かかつておるわけでござ
います。」

(3)4 頁 1 段目 鈴木一法務省入国管理局長

「昨年 の 9 月に 1000 名だけ入れます立派なやつを増築いたしましたので、合せて
2000 名近くになつたわけでありまして、この中には作業場もありまして、作業を
しますればたばこ銭程度は一日の収入が得られるというような設備がござ
います。原則としまして、これは刑務所ではないのでありまして、船待ちという考
え方でござ
います。ただ一応隔離しておきませんと、すぐ返すという場合に返せないとい
う虞れがござ
いますので、そこに入れております。中は刑務所と違ひまして非常に自由
に運動もでき
ますし、部屋もかぎかけておくわけではござ
いません。そこに親子
皆一緒に入つて
おりまして、大村の収容所は一室 10 名入りまして中にも一々水洗
便所もできて
おりますし、洗面所もできております。まあ一種のホテルといつたほ
うがいいかと思
いますが、食事に
しましても、相
当な食事をいた
してあります。ま
あ特に韓国人は
にんにくという
ような特殊の嗜
好もござ
います。そういう
ようなことも加
味しまして栄養
的に又扱いにつ
きまして、紙で
あるとか歯磨で
あるとか、手拭
であるとかいう
ようなものも規
定によりまして
支給をいたして
あります。」

6 昭和 29 年 5 月 20 日衆議院内閣委員会

8 頁最下段 宮下昭義法務省入国管理局次長

「まだ 2 年にはなりません、相当長く収容されておる者がござ
いますので、その人
たちについて、個
々の情状あるい
はその本人の家
族、親戚等、あ
るいは家庭の状
況等をいろいろ
検討いたしまし
て、でき得る者
は少しずつでも
仮放免というこ
とで外に出して
おきまして、在
留許可をするわ
けではござ
いませんが、仮
放免にして、日
韓会談の成立を
待つということ
を研究いたして
あります。現に
ごくわずかな人
数でござ
いま

すが、そういう趣旨で仮放免をした者もございます。ただこれにつきましては、一面国内の治安問題も考えなければなりませんので、その人間が仮放免されましても、再び国内において犯罪を犯さない善良な市民として生活し得るという状況を十分慎重に検討した上に、国内の全般的な治安問題とにらみ合せながら考えて参りたいというので、入国管理局において研究をいたしております。」

5

7 昭和29年5月29日衆議院法務委員会

4頁3段目 花村四郎議員（外国人の出入国に関する小委員会）

「外国人の強制送還に関する国際的立法例については、小委員長の命により法務専門員室において各方面より資料を集め、小冊子を編集しましたから、本日各委員に配付いたしました。」

10

最後に、当小委員会の最終結論は慎重に決定することとし、さしあたり、今会期末にあたり中開報告の内容につき、協議いたしました結果、おおむね次の事項を汚職いたしたいと存じます。これは決定事項ではなく、協議中の事項と御了解願います。すなわち、第一、不法入国者の強制送還方針。

前提、対象とする不法入国者を欧米人のごとき外国人と、朝鮮人、台湾人のごとき既往日本国無取得者たりし外国人とに二大別し、前者に対しては現行法通りとし、後者に対してのみ新対策を講ずること。

15

新対策の基礎、1、日本国内の治安を害し、日韓中三国民より嫌悪される不良少数分子は、これを外交交渉により強制送還を実施励行すると同時に、必要により事実上日本領土外に追放すること。2、しかし不法入国者に対しては、国際的先例に従い、ことにアメリカの避難局救済法にかんがみ、世界に認められたる人道主義的取扱いをすること。その範囲はさしあたり、（1）朝鮮からの家族呼寄せの緩和。（2）在日朝鮮人に対し、中小企業対策により生活安定を講ずることの見地に立つて強制送還の実施基準とすること。

20

強制送還の実施基準、甲、人道的取扱いの範囲、国際的共通性の要請、1、親子、兄弟、姉妹等の一人または数人が入国者なるとき。2、夫婦の一方が日本人なるとき。3、営業上の主従の一方が日本人にして、他方が戦時中朝鮮、台湾、中国本土等に疎開したる者なるとき。4、国際的先例において避難民と認められ、また政治的思想的亡命者が入国者にして、その身元を国会議員等が保障したるとき。以上各号の場合は、在日永住許可または一時在留を考慮すること。

25

乙、経済的既成事実の保護、日韓中三国間の歴史的地理的の特殊要請、1、入国後三年以上経過してその間国内法令に違反したる事実のない者。2、入国後一年以上にして財産投資または特殊技能につき既成事実ありかつ国内法令に服したる者。3、中央または地方の官庁より営業または建築等につき、認可許可、承認等を得たる者及びその使用人にして同郷会より身元保障ある者。以上一各号の場合は在日の時存留または永住許可につき考慮すること。

30

第二、異議申立に対する再審手続の準司法化（中間報告案）。一、既往日本人対策委員会を設けて、外交関係に拘束されない内政上の総合的対策を審議すること。二、強制送還第一次決定機構は現行通り。異議申立に対する再審手続としては現行の審判課を廃止して次のごとくすること。1、民間の知識、経験者に依頼したる委員と前行政

40

- 処分に関与しない行政官の委員の参加する再審委員会を設けること。その根拠法令を制定すること。2、強制送還決定後は便宜上日本人弁護士を代理人とすることを許可すること。3、強制収容所については、東洋人用の設備を充実するとともに欧米人用の収容所を新設すること。
- なお、この外国人の出入国に関する件につきましては、今後さらに慎重に調査研究を要します関係上、これを当委員会の継続審査事項とし、かつ、小委員会を中心として、入国管理局大村収容所の施設等について、閉会中に視察を行うことを希望いたします。以上であります。」
- 8 昭和29年7月8日衆議院法務委員会外国人の出入国に関する小委員会 10
 1頁3段目 花村四郎小委員会委員長
- 「次に、収容者の処遇状況を申し上げます。給食について、昭和29年6月法務省令をもって被収容者の処遇規則の一部が改正されまして、現在の給食実行単価は米食者80円（材料費のみ）の経費で、カロリー2700を下らず、かつ韓国人はにんにく、とうがらし使用、中国人は油を主として使用、欧米人等、人種別の献立に基いて調理しておるのであります。すなわち食事の種類としては、一般食、韓国人食事、中国人食、中国本土及び台湾人食事、患者食、医師の診断による者の食事、特別食、欧米人等米食しない者の食事。次に衣類、上衣、ズボン、スカート、ズボン下またはシユミーズ、シャツ、さるまた、ふんどし、ズロース、靴下、はきもの、これらは貧困者に限つて給与いたしているのをごさいます。さらに日用品といたしましては、歯ブラシ1箇月1本、歯みがき粉1箇月1袋、手ぬぐいまたはタオル3箇月1枚、手洗い石けん、洗濯石けん1箇月に1個ずつ、ちり紙1日5枚、これは全収容者に支給、ふろしき、送還時のみ事情により支給、その他日常必需品、通信用切手10円1箇月1枚、はがき1箇月1枚、入浴については毎週月、木の2回、12時より15時まで、運動娯楽については午前7時から午後6時まで棟付属の運動場で各自運動を許可しているのであります。ピンポン台、野球用品、蹴球道具、ブランコを設備し、映画も1箇月1回以上講堂で実施しております。」
- 次に作業状況について申し上げます。作業はもちろん被収容者の希望によつてのみ行われているものでありまして、現在わら加工作業のかますの製造をやっております。これも希望者が多いのであるが、作業場が狭いのでわずかに15名ぐらいしか作業できない状況であります。目下作業場の増設計画、予算450万円を立てております。作業員の収益は1日約60円になつているようであります。」
- 9 昭和29年11月13日 衆議院法務委員会外国人の出入国に関する小委員会 35
 6頁2段目 小原直法務大臣
- 「お話のように人道上も考慮せねければならぬものでありますから、収容所に2年以上も長く置くというようなことはなるべく避けたいのでありまして、そういう者は現にできるだけ条件をつけて仮釈放をするように務めているのが現実であるのであります。」
- 10 昭和30年6月18日 衆議院法務委員会 40
 6頁下から2段目 内田藤雄法務省入国管理局長
- 「それは全くごもっともなお考えでありまして、実は私どもといたしましても、収容

- そのものは何ら目的ではないのであります。退去させるときまった人が退去できるための、それを確保するための手段にすぎないと私も考えております。」
- 1 1 昭和 33 年 12 月 22 日 衆議院法務委員会
16 頁 3 段目 勝野康助法務省入国管理局長
「最初の、大村収容所は刑務所ではないからという御趣旨でございますが、まことにその通りでございます、実際はあそこは船待ち場でございますが、国際情勢がこういう関係にありますために、勢い非常に長くなっておるといことは、同情にたえないところだと思っております。」 5
- 1 2 昭和 56 年 5 月 22 日 衆議院法務委員会
19 頁 2 段目 大鷹弘法務省入国管理局長 10
「退去強制令書による収容の目的は、送還を保証するために逃亡を防止するということとあります。したがって、それに必要な限度で自由を拘束するということは、当然のことだと思います。ただ、それ以外に、たとえばたばこを吸うとか手紙を差し出すとかいうようなことは、それとは関係のないこととございますので、そこまで自由を奪うものではございません。」 15
- 1 3 昭和 56 年 5 月 29 日 衆議院法務委員会
16 頁 1 段目 大鷹弘法務省入国管理局長
「なお、退去強制手続が進められている間の身柄の問題でございますけれども、逃亡のおそれがなければ仮放免という道も開かれておりますので、短期特在という変則的な運用はいま考えておりません。」 20

カナダの移民難民委員会 (Immigration and Refugee Board of Canada: IRB) ¹は2018年、難民保護部 (Refugee Protection Division: RPD)における処理効率を上げるために、「より複雑でないケースの未処理案件削減のためのタスク・フォース (Inventory Reduction Task Force for Less Complex Claims)」を新設した²。この部署は、書類や短いヒアリングに基づく決定による手続きの迅速化を担当すると発表された。

さらに RPD は2019年1月、より複雑でないケースの難民認定を迅速化するためのガイドライン³を公表した⁴。このガイドラインは、先述のタスク・フォースを含むすべての RPD のメンバーに適用される。また、このための新プロセスとして、①書類審査のみで申請者にヒアリングを行わないタイプ (File-review process) と②短いヒアリングを行うタイプ (Short-hearing process) の2種類が設けられた。すべての申請について、このプロセスの適用対象か否かが検討され、先述のガイドラインに記載されている基準を満たせば、すべての申請がこの対象となる。一方で、通常対象となる国・申請理由のリストも発表され、これは随時更新されることになっている。

1. 書類審査のみのタイプ

(1) 概要

このタイプが適用される場合、ヒアリングは全く行われず、RPD は保安検査の証明書、難民認定申請書 (Basis of Claim Form⁵)、身分証明書類やその他の関連する証拠に基づいて審査を行う。

図表1 「書類審査のみのタイプ」の通常対象国⁶

	申請理由
イラン	特定の社会集団 性別/年齢 女性の性別規範 女性に対する家庭内暴力
リビア	有罪/汚職 複数の都市で発生している民兵による強奪 児童誘拐、その脅迫と民兵の恐怖
パキスタン	宗教: アフマディー教団、キリスト教、シーア派
サウジアラビア	特定の社会集団 性別/年齢 女性 宗教: シーア派
スーダン	政治的意見 活動家 現在の政府への抗議 徴兵率への抗議
ベネズエラ	政治的意見 活動家/組織 反政府
トルコ	ヒズメット運動
エジプト	コプト正教会
アフガニスタン	全申請
ブルンジ	全申請
シリア	全申請
エリトリア	全申請
イラク	全申請
イエメン	全申請

(2) 適用されないケース⁷

- ・ 保安検査の証明書が届いていないとき。カナダで難民保護を申請するすべての人は、カナダ国境サービス庁とカナダ安全情報局によって行われる保安検査を受ける必要がある。
- ・ 移民・難民・市民権大臣の代理人が、ヒアリングに出席することを要請しているとき。大臣の代理人は、いかなる難民保護の申請にも介入し、証拠を示し、ヒアリングにおいて申請者に質問をする権利を有する。
- ・ RPD の規則に基づいて、社会への統合等に関して起こりうる問題が大臣に通知されたとき。
- ・ 申請者の身分証明に問題があり、さらなる審査を必要とするとき。
- ・ 書類の信頼性に関して深刻な問題が生じたとき。
- ・ 申請内容が、RPD 側が持っている国情報と一致しないとき。
- ・ 書類審査後、複雑な法的な問題あるいは事実相違があるとされ、これを解決するためのヒアリングが要求されることがある。この場合、申請者はヒアリングにおいて事情を説明する機会を与えられ、ヒアリングなしに難民申請が却下されることはない。

(3) 具体的なプロセス⁸

- ・ 難民保護の申請が書類審査の適用になると判断された場合、申請者本人あるいはその弁護士に、書類審査のプロセスに選ばれたことが通知される。また、(1)既に追加で何か書類を提出していないか・(2)今後さらに追加の書類を提出する意思はないかを確認するためのフォームが申請者本人あるいは弁護士に送付され、15 日以内に返送することが求められる。
- ・ RPD がこのフォームを受け取ってから、あるいは期限である 15 日経過後に書類審査が開始される。この場合、申請はヒアリングなしに受理され、審査の決定通知は郵送される。審査員が書類審査のみで難民認定を行うことが適切でないと判断した場合には、追加のヒアリングが行われる。

2. 短いヒアリング

(1) 概要

申請を審査するにあたって決定的な事項が 1 つか 2 つしかない場合、このタイプが適用される。この場合、ヒアリングは通常 2 時間以内に終了する。図表 2 の対象国に加えて、上記 1 のタイプに含まれる国・申請理由も 2 の対象になりうる。

図表 2 「短いヒアリング」の通常対象国⁹

	申請理由
イラン	性的指向 宗教：イスラム教への背信またはキリスト教／ゾロアスター教への改宗
バハマ	性的指向
バルバドス	性的指向

ジブチ	政治的意見・活動
ロシア	性的指向
ルワンダ	性的指向
ベネズエラ	性的指向
北朝鮮	政治的意見 国策の問題
ナイジェリア	有罪／汚職
ペルー	有罪／汚職
セントビンセント・セントヘレナ	有罪／汚職

(2) 適用されないケース¹⁰

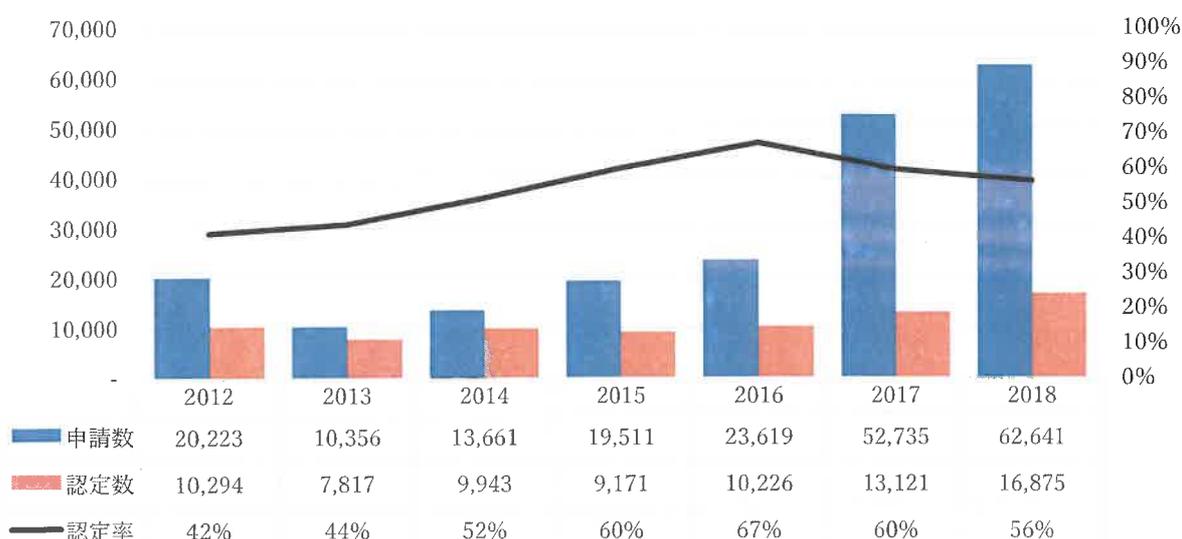
- ・ 移民・難民・市民権大臣の代理人がヒアリングに出席することを要請しているとき。
- ・ RPD の規則に基づいて、社会への統合等に関して起こりうる問題が大臣に通知されたとき。

(3) 具体的なプロセス¹¹

- ・ RPD は、複数の短いヒアリングを同じ日に予定することができる。よって、一つのヒアリングが終了後すぐに別のヒアリングが開始することがあり得る。この場合、申請者には特別な来館通知書が送付され、ヒアリングの日時と午前か午後かが知らされる。RPD の準備ができると申請者は呼び出される。来館通知書を受け取った申請者と弁護士は、提示された時間枠(午前か午後)の間いつでもヒアリングに応じる準備ができていることが求められる。
- ・ 可能な限り、RPD は同じ時間枠を割り当てられた申請者には同じ弁護士がつくことを保証する。

3. 参考：カナダの難民認定状況

図表3 カナダの難民申請・認定状況 (2012～2018) ¹²



図表4 カナダにおける難民申請者の主な出身国（2018）¹³

	申請数	認定数	認定率 ¹⁴
ナイジェリア☆	9,857	755	30%
インド	4,515	175	45%
メキシコ	3,157	190	34%
コロンビア	2,582	458	63%
イラン★☆	2,538	421	82%
パキスタン★	2,104	741	72%
中国	1,942	563	53%
トルコ★	1,904	1,407	92%
ハイチ	1,496	557	26%
ルーマニア	1,366	30	70%
ベネズエラ★☆	1,330	525	77%
エジプト★	1,197	429	91%
コンゴ民主共和国	1,148	162	62%
バングラデシュ	819	131	61%
ブルンジ★	757	382	98%
エチオピア	750	290	75%
パレスチナ	724	307	78%
シリア★	671	518	94%
エリトリア★	660	624	92%
アメリカ合衆国	642	2	1%

★は「書類審査のみのタイプ」の通常対象国に挙げられている国、☆は「短いヒアリング」の通常対象国に挙げられている国を指す。

¹ カナダの行政裁判所。移民や難民に関する決定を担当し、移民・難民・市民権省からは完全に独立している。難民申請の一次審査を行う RPD（Refugee Protection Division）、異議申し立てを扱う RAD（Refugee Appeal Division）などによって構成される。ウェブサイト [<https://irb-cisr.gc.ca/en/Pages/index.aspx>]。

² Immigration and Refugee Board of Canada, “Board establishes Inventory Reduction Task Force for Less Complex Claims,” [<https://irb-cisr.gc.ca/en/news/2018/Pages/inventory-reduction-task-force.aspx>] (24 Dec. 2019).

³ Immigration and Refugee Board of Canada, “Instructions governing the streaming of less complex claims at the Refugee Protection Division,” [<https://irb-cisr.gc.ca/en/legal-policy/policies/Pages/instructions-less-complex-claims.aspx>] (24 Dec. 2019).

⁴ Immigration and Refugee Board of Canada, “IRB Issues New Instructions Governing the Streaming of Less Complex Claims at the Refugee Protection Division,” [<https://irb-cisr.gc.ca/en/news/2019/Pages/less-complex-claims-rpd.aspx>] (24 Dec. 2019).

⁵ Immigration and Refugee Board of Canada, “Basis of Claim Form,” [https://irb-cisr.gc.ca/en/forms/Documents/RpdSpr0201_e.pdf] (24 Dec. 2019).

⁶ Immigration and Refugee Board of Canada, “Less Complex Claims: The short-hearing and file-review processes,”

[<https://irb-cisr.gc.ca/en/information-sheets/Pages/less-complex-claims.aspx>] (24 Dec. 2019).

⁷ 前掲注 6。

⁸ Immigration and Refugee Board of Canada, “Procedures for Implementing the Instructions Governing the Streaming of Less Complex Claims at the RPD,” [<https://irb-cisr.gc.ca/en/legal-policy/procedures/Pages/procedures-less-complex-claims-rpd.aspx>] (24 Dec. 2019).

⁹ 前掲注 6。

¹⁰ 前掲注 6。

¹¹ 前掲注 6。

¹² UNHCR, “Global Trends,” [<https://www.unhcr.org/search?comid=56b079c44&&cid=49aea93aba&tags=globaltrends>] (26 Dec. 2019) より筆者作成。なお、認定率は Decisions during の Convention status / (Total – Otherw. Closed) で算出。

¹³ Immigration and Refugee Board of Canada, “Refugee Protection Claims (New System) by Country of Alleged Persecution – 2018,” [<https://www.irb-cisr.gc.ca/en/statistics/protection/Pages/RPDStat2018.aspx>] (26 Dec. 2019) より筆者作成。

¹⁴ 認定率は 前掲注 13 の表 Finalized の列より、Accepted / (Total – Abandoned – Withdrawn & Other) で算出した。なお、カナダには人道配慮による在留許可や補完的保護といった制度がないため、認定率すなわち庇護率を意味する。